

第76号議案

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

(加東市下水道条例の一部改正)

第1条 加東市下水道条例(平成18年加東市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の表せせらぎ東条の項中「松沢」の右に「、東垂水、大畑、藪」を加える。

(加東市生活排水処理施設条例の一部改正)

第2条 加東市生活排水処理施設条例(平成18年加東市条例第164号)の一部を次のように改正する。

別表第1きらめき川南の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第76号議案 要旨

加東市下水道条例及び加東市生活排水処理施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

将来に向けて効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的とした下水処理場統合整備事業の実施に当たり、農業集落排水事業により整備した下水道を公共下水道へ接続することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市下水道条例の一部改正（第1条関係）

新たにせせらぎ東条の処理区域となる区域を加えること。（第2条の2）

(2) 加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第2条関係）

下水処理場統合に伴い、汚水処理機能を廃止する施設の名称等を削ること。（別表第1）

3 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																																	
<p>○加東市下水道条例の一部改正（第 1 条関係） （設置） 第 2 条の 2 市に次の終末処理場を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="235 454 1070 917"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せせらぎ東条</td> <td>加東市新定字川谷 6 5 9 番地</td> <td>南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢_____ _____の各一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>○加東市生活排水処理施設条例の一部改正（第 2 条関係） 別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1069 1070 1401"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる施設の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流尾川クリーンセ ンター</td> <td>加東市平木 3 9 9 番地 1</td> <td>平木の一部</td> </tr> <tr> <td>きらめき川南</td> <td>加東市東垂水 1 番地 1</td> <td>東垂水、大畑の一 部、藪の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢_____ _____の各一部	名称	主たる施設の位置	処理区域	(略)	(略)	(略)	流尾川クリーンセ ンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部	きらめき川南	加東市東垂水 1 番地 1	東垂水、大畑の一 部、藪の一部	<p>（設置） 第 2 条の 2 市に次の終末処理場を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1191 454 2027 917"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せせらぎ東条</td> <td>加東市新定字川谷 6 5 9 番地</td> <td>南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢、<u>東垂水、</u> <u>大畑、藪</u>の各一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1191 1069 2027 1289"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる施設の位置</th> <th>処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流尾川クリーンセ ンター</td> <td>加東市平木 3 9 9 番地 1</td> <td>平木の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢、 <u>東垂水、</u> <u>大畑、藪</u> の各一部	名称	主たる施設の位置	処理区域	(略)	(略)	(略)	流尾川クリーンセ ンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部
名称	位置	処理区域																																
せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢_____ _____の各一部																																
名称	主たる施設の位置	処理区域																																
(略)	(略)	(略)																																
流尾川クリーンセ ンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部																																
きらめき川南	加東市東垂水 1 番地 1	東垂水、大畑の一 部、藪の一部																																
名称	位置	処理区域																																
せせらぎ東条	加東市新定字川谷 6 5 9 番地	南山 1 丁目～ 6 丁目 の全域、天神、掬鹿谷、 黒谷、秋津、少分谷、 長貞、永福、横谷、森、 岡本、岩屋、森尾、新 定、吉井、小沢、栄枝、 厚利、松沢、 <u>東垂水、</u> <u>大畑、藪</u> の各一部																																
名称	主たる施設の位置	処理区域																																
(略)	(略)	(略)																																
流尾川クリーンセ ンター	加東市平木 3 9 9 番地 1	平木の一部																																